

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿

各国土交通大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長

水道施設台帳の作成及び保管の徹底について

水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）により、全国の水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)に対して水道施設台帳の作成及び保管が義務付けられ、当該規定については、令和 4 年 10 月 1 日から施行されているところです。

このたび、「水道施設台帳の作成状況調査について（依頼）」（令和 8 年 1 月 23 日付け事務連絡）により、水道事業者等に対し、令和 7 年 10 月 1 日における水道施設台帳の作成状況調査を実施した結果、別添のとおり一部の水道事業者等において、施行後も水道施設台帳が作成されていないことが判明しました。

水道施設台帳の作成及び保管は、水道施設の維持管理及び計画的な更新のみならず、災害対応、広域連携及び官民連携の推進等の各種取組の基礎となるものであることから、水道施設台帳が未作成の水道事業者等においては早急に水道施設台帳を作成し、保管されますようお願いいたします。

また、各水道事業者等は、水道施設の維持管理や計画的な更新等をより効率的に行う観点から、水道施設台帳の電子化等に取り組まれますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者等に対して、本件を周知いただくとともに、認可権者として、引き続き水道施設台帳が未作成の水道事業者等に対する適切な指導・監督をお願いいたします。

別添：水道施設台帳作成状況調査結果(令和 7 年 10 月 1 日時点)

(参考)

○「水道法の一部改正に伴う水道施設台帳の整備について」（令和元年 9 月 30 日付け薬生水発 0930 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）

<https://www.mlit.go.jp/common/830005552.pdf>

○「水道施設台帳の整備の推進について」（令和 3 年 9 月 30 日付け事務連絡）

<https://www.mlit.go.jp/common/830005627.pdf>

○「水道施設台帳の整備の推進について（再周知）」（令和 4 年 4 月 14 日付け事務連絡）

<https://www.mlit.go.jp/common/830005428.pdf>

○簡易な水道施設台帳の電子システム導入に関するガイドライン（平成 30 年 5 月）

<https://www.mlit.go.jp/common/830003394.pdf>

○簡易水道等小規模水道における水道施設台帳作成の手引き
全国簡易水道協議会発刊書籍（令和元年 11 月）